

福岡市西部水処理センター
下水汚泥固形燃料化事業

入札説明書

平成29年6月26日
(平成29年8月8日修正)

福岡市道路下水道局

この入札説明書は、福岡市（以下「市」という。）が、福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、平成29年4月3日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、「実施方針等に関する質疑及び意見書に対する回答」（平成29年5月31日公表）を反映し、一部変更している。したがって、入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本契約書（案）、工事（設計・施工一括）請負契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）、下水汚泥固形燃料売買契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と「実施方針等に関する質疑及び意見書に対する回答」に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、本説明書に先行して市が公表した書類によるものとする。

I 事業概要

1 事業名称

福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業

2 事業場所

福岡市西区小戸二丁目5番1号

3 事業の目的

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から下水汚泥固形燃料を製造し、石炭の代替燃料等として有価で販売するものであり、下水汚泥処分先の長期安定確保を目指すとともに、バイオマスエネルギーとしての有効利用及び地球温暖化防止に資することを目的とする。

4 事業の内容

(1) 事業概要

西部水処理センターにおいて市が供給する脱水汚泥をもとに、下水汚泥固形燃料を製造する一連の施設（以下「本施設」という。）を設計・施工し、完成後に本施設の維持修繕・運転管理、本施設で製造される下水汚泥固形燃料の買取・利用先の確保及び販売（以下「維持管理・運営」という。）を実施するものである。

(2) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び維持管理・運営を事業者に委ねるDBO方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、施工（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、事業者は、維持管理・運営の開始までに維持管理・運営の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、そのSPCによりの維持管理・運営を行うものとする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、基本契約締結の翌日から平成53年1月31日までとする。

(4) 事業範囲

① 市の業務範囲

市の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 設計・施工に関する業務

- ・ 事業用地の確保
- ・ 西部水処理センター内維持管理業者と事業者との調整
- ・ 本施設に係る補助事業等交付申請手続き
- ・ 本施設の設置及び稼動に必要な許認可の取得及び届出（市が取得又は提出すべきものに限る。）
- ・ 本施設の設計・施工の監督及び検査

- ・本施設の整備に係る責任分界点までの設計・施工
- ・その他必要な業務
- イ 維持管理・運営に関する業務
 - ・脱水汚泥の供給
 - ・消化ガスの供給
 - ・電力・上水・二次処理水の供給（ただし，二次処理水の供給に係る電力費は事業者負担とする。）
 - ・排水の処理
 - ・見学者及び周辺住民への対応
 - ・業務実施状況の確認，監督及び検査
 - ・その他必要な業務

② 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は，次のとおりとする。

- ア 設計・施工に関する業務
 - ・本施設の設計
 - ・補助事業等交付申請図書作成補助
 - ・本施設の建設（土木工事・建築及びその付帯設備工事・機械設備工事・電気設備工事その他必要な工事を含む。）
 - ・本施設の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものを除く。）
 - ・既存施設（舗装・植栽・照明灯・埋設物等）の撤去及び改修（延焼ラインに伴う改造等）
 - ・既設埋設配管（雨水排水管・汚水排水管等）の切り替え
 - ・工事状況の市への報告
 - ・これらを実施する上で必要な業務
- イ 維持管理・運営に関する業務
 - ・脱水汚泥の受入れ
 - ・運転管理業務
 - ・保全管理業務
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・消耗品及び薬品等の調達管理業務
 - ・見学者及び周辺住民への対応に関する協力
 - ・清掃，整理整頓
 - ・維持管理・運営状況の市への報告
 - ・下水汚泥固形燃料の製造及び管理（製造量・品質・安全等）※1
 - ・製造した下水汚泥固形燃料の買取，利用先の確保及び販売 ※2
 - ・これらを実施する上で必要な業務

※1 製造する下水汚泥固形燃料は、J I S規格を満足するとともに、要求水準書に示す下水汚泥固形燃料の規格を満たすものであること。

※2 市は、製造した下水汚泥固形燃料を有価で事業者引き渡し、事業者は、維持管理・運営期間において、全量有効利用をすること。

なお、入札の参加にあたっては、技術提案書の提出期限の日までに、以下の書類を提出すること。

- ・全ての下水汚泥固形燃料利用者による事業期間中の有効利用に係る購入確約書（写し）
- ・下水汚泥固形燃料を利用する予定の施設が所在する自治体に対し、当該下水汚泥固形燃料（有価物）の受け入れについて事前説明を行った議事録等

5 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 基本契約の締結 平成29年12月下旬
- 事業期間 契約締結の翌日から平成53年1月31日まで
 - 設計・施工期間 契約締結の翌日から平成33年1月31日まで
 - 維持管理・運営期間（20年間）
平成33年2月1日から平成53年1月31日まで

6 予定価格の決定

本事業では、見積書の見積額を参考として予定価格を決定し、平成29年9月上旬に福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。

Ⅱ 入札参加者に関する条件

以下の（１）及び（２）で規定する入札参加資格の各要件を、入札参加資格確認申請書等提出期限日に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、落札者決定基準に示す「福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員及び市担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を試みた者については、入札参加資格を失う。

（１）入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、単独企業又は複数の企業で構成された共同事業体とする。また、入札参加者を構成する企業（単独企業を含む。）を「構成員」といい、入札参加者は、構成員の中から代表企業たる構成員（以下「代表企業」という。）を定め、入札参加資格確認の申請及び入札手続は、代表企業が行うものとする。

なお、構成員は、全てSPCに出資しなければならず、代表企業は、構成員のうち最も高い比率で出資を行うものとする。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認の申請時に入札参加者を構成する各企業は、代表企業又は構成員のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

③ 構成員による複数業務の実施

構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

④ 構成員による複数応募の禁止

構成員は、他の入札参加者の構成員と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。なお、市が落札者との基本契約を締結後、落札者とならなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を受託することは可能である。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加資格

① 共通の入札参加資格

全ての構成員は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと（措置要領が掲示されているホームページアドレス：

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>）。

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

・ 地方共同法人日本下水道事業団

（所在地：東京都文京区湯島二丁目31番27号）

・ 日本水工設計株式会社

（所在地：東京都中央区勝どき三丁目12番1号）

・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(所在地：東京都港区虎ノ門五丁目11番2号)

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいう。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

② 個別の入札参加資格

構成員のうち、本施設の設計・施工又は維持管理・運営を担う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

また、「ア 本施設の設計を担う者」又は「イ 本施設の施工を担う者」でそれぞれ（ア）の要件をⅡ（3）に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、Ⅱ（3）に定める審査申請を行う必要がある。

ア 本施設の設計を担う者

本施設の設計を担う者は、以下に示す要件の、いずれにも該当すること。

なお、共同事業体の構成員に複数の設計企業が含まれる場合は、以下に示す（ア）の要件は全ての企業が該当し、（イ）の要件は1者以上が該当すること。

（ア）「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「土木設計」、「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種「土木設計」、「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。

（イ）平成17年4月1日から入札参加資格確認申請書等提出期限日までの間に完了した、燃料化設備（乾燥・炭化）、熔融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの新設工事（国内工事にあつてはCORINS登録工事）に係る元請の実設計の実績を有すること。

イ 本施設の施工を担う者

本施設の施工を担う者は、以下に示す要件の、いずれにも該当すること。

なお、共同事業体の構成員に複数の建設企業が含まれる場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件は全ての企業がいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件は1者以上がいずれにも該当すること。

- (ア)「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:工事)」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別:「工事」に登録されている者であり、当該名簿(「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登録)の有効期間内にこの入札の公告日又は開札日が含まれていること。
- (イ)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ)上記(イ)の建設工事の種別に応じて、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種別	総合評定値
機械器具設置工事	1, 100点以上
土木一式工事	900点以上
建築一式工事	900点以上
電気工事	860点以上
上記以外の工事	—

- (エ)建設業法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な機械器具設置工事の総合評定値が1, 100点以上であること。
- (オ)平成17年4月1日から入札参加資格確認申請書等提出期限日までの間に完成・引渡し完了した燃料化設備(乾燥・炭化)、熔融設備又は焼却設備(いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。)のいずれかの新設工事(国内工事にあつてはCORINS登録工事)に係る元請の施工実績(共同事業体としての実績は代表者としてのものに限る。)を有すること。

ウ 本施設の維持管理・運営を担う者

本施設の維持管理・運営を担う者は、以下に示す要件の、いずれにも該当すること。

なお、複数の維持管理・運営企業で実施する場合は、以下に示す（ア）の要件は全ての企業が該当し、（イ）の要件は1者以上が該当すること。

（ア）下水道法（昭和33年法律第79号）第22条に規定された有資格者を配置することが可能なこと。

（イ）燃料化設備（乾燥・炭化）、溶融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t／日以上に限る。）のいずれかの運転管理業務の履行実績（複数の企業による実績は代表者としてのものに限る。）を有すること。なお、履行実績は、履行期間が1年以上のものに限る。

（3）競争入札参加資格の審査

「Ⅱ（2）入札参加者の資格 ② 個別の入札参加資格」に掲げる入札参加資格のうち「ア 本施設の設計を担う者」又は「イ 本施設の施工を担う者」でそれぞれ（ア）の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

① 提出書類及び提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

入札公告日から平成29年7月28日（金）午後4時まで（必着）
（土日及び祝日を除く。）

イ ④に定める必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

③ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181

午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（土日及び祝日を除く。）

④ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

審査申請書以外の必要書類は、上記③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

⑤ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請書の提出期限日までに審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認められた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

(4) 構成員の変更

① 構成員の変更に係る原則

入札参加資格確認申請書等提出期限日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、入札参加資格確認申請書等提出期限日以降の入札参加者の構成員の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員の変更に係る特例

ア 入札参加資格確認申請書等提出期限日から入札書提出期限日の前日まで

(ア) 市は、入札参加資格確認申請書等提出期限日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、入札書提出期限日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員で設計業務、施工業務を行う者は、「Ⅱ（２）入札参加者の資格 ② 個別の入札参加資格」のうち、ア（ア）又はイ（ア）の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、当該申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 入札書提出期限日から落札者決定日の前日まで

(ア) 市は、入札書提出期限日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員の変更（入札参加資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日の前日までにこれを承認することがある。

(イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行

わなければならない。また、当該申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

(5) 入札参加資格が欠格となった場合の申出

入札参加者が入札参加資格確認申請書等提出期限日から落札者決定日まで間に、上記(1)、(2)の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者は速やかに市に申し出なければならない。

Ⅲ 配置技術者

事業者は、次の条件を同時に満たす技術者をそれぞれ配置できること。

① 設計の管理技術者

- ア 技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者。
- イ 自社員で、かつ、入札参加資格確認申請書等提出期限日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

② 設計の照査技術者

- ア 技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者。
- イ 自社員で、かつ、入札参加資格確認申請書等提出期限日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

③ 設計の担当技術者（下水処理施設）

- ア 下水道法第22条に規定された資格を有する者。
なお、①の管理技術者は、担当技術者を兼ねることができるものとする。
- イ 自社員で、かつ、入札参加資格確認申請書等提出期限日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

④ 設計の担当技術者（建築）

建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士の資格を有する者。

⑤ 機械器具設置工事に関する専任の監理技術者

- ア 機械器具設置工事について建設業法に規定する技術者。（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）
- イ 自社員で、かつ、入札参加資格確認申請書等提出期限日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。
- ウ 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有し、かつ過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有する者。

⑥ 維持管理・運営の総括責任者

- ア 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。
- イ 自社員で、かつ、入札参加資格確認申請書等提出期限日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。
- ウ 燃料化設備（乾燥・炭化）、熔融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの施設で1年以上の総括責任者としての運転実績を有する者。もしくは、本事業における副総括責任者として、2年以上の経験を有する者。
- エ 専任とし、原則として運営開始から3年間は同一の者が継続すること。

IV 入札手続き等に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設の設計・施工，維持管理・運営の各業務を通じて、事業者の高度な技術力及び安全・安定的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の能力，維持管理・運営における業務遂行能力等を総合的に評価する福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業に係る総合評価方式一般競争入札により行う。

なお、評価については、学識経験等を有する者からの意見を聴取し策定した落札者決定基準により、審査委員会で行い、この評価を踏まえて落札者を決定する。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定，及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日程	スケジュール
平成29年6月26日	入札公告
平成29年7月3日	入札説明書に関する質疑及び意見書の締切
平成29年7月18日	入札説明書に関する質疑書の回答
平成29年7月18日	落札者決定基準等に関する質疑及び意見書の締切
平成29年7月28日	入札参加資格確認申請書類等の提出締切
平成29年8月8日	落札者決定基準等に関する質疑書の回答
平成29年8月30日	見積書等の提出締切
平成29年9月22日	技術提案書及び入札書の提出締切
平成29年12月1日	開札

3 入札手続等

入札に関する手続等はそのとおりである。なお、入札説明書等の一連の様式については、福岡市道路下水道局ホームページからダウンロードすること。

(1) 現場確認及び貸与について

市は、入札に参加しようとする民間事業者のうち希望者（以下「希望者」という。）に対して、現場確認及び貸与資料リスト（別紙）に掲げる資料等の貸与を認める。

希望者は、現場確認申請書（様式第 2-1 号）及び資料貸与申込書（様式第 2-2 号）に必要事項を記入のうえ下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。個別の現場確認及び貸与の日時・場所・方法等は、後日市が指定する。なお、入札参加資格確認申請書等提出期限日以降は、入札参加資格確認申請書等を提出している民間事業者のうち希望者に対してのみ、現場確認及び貸与を認める。

また、貸与の際には、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式第 2-3 号）を提出すること。

資料の貸与期間は、原則としてそれぞれの貸与の当日を含め、3日以内とする。（土日及び祝日を除く。）

貸与資料により得られた情報については、技術提案書作成のみに使用するものとし、取扱いに注意すること。また、現場確認及び貸与時において、貸与資料や入札説明書等に関する質疑・意見は一切受け付けない。

①現場確認及び貸与期間

平成29年6月26日（月）から

平成29年9月15日（金）まで（土日及び祝日を除く。）

②現場確認及び貸与受付・返却時間

午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

③現場確認及び貸与場所

福岡市道路下水道局下水道施設部西部水処理センター

住所：〒819-0001 福岡市西区小戸二丁目5-1

電話：092-882-1161

E-mail：seibu-shori.RSB@city.fukuoka.lg.jp

(2) 入札説明書等に関する質疑及び意見の受付

入札説明書等に関する質疑及び意見の受付を下記の要領にて行う。

①入札説明書（入札参加資格に関連する様式集を含む。）に関する質疑及び意見書の受付

ア 受付期間

平成29年6月26日（月）から

平成29年7月 3日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

ウ 質疑及び意見の様式

様式第1-1号、様式第1-4号を用いて、質疑及び意見を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。

エ 質疑及び意見の提出先電子メールアドレス

E-mail : shisetsukanri.RSB@city.fukuoka.lg.jp

電子メールの件名は【入札説明書に関する質疑及び意見】とすること。

オ 電子メール到着確認に関する問い合わせ先：

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

電話：092-711-4516

②落札者決定基準、様式集、要求水準書、基本契約書（案）、工事（設計施工一括）請負契約書（案）、維持管理・運営業務委託契約書（案）及び下水汚泥固形燃料売買契約書（案）（以下「落札者決定基準等」という。）に関する質疑及び意見書の受付

ア 受付期間

平成29年6月26日（月）から

平成29年7月18日（火）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

ウ 質疑及び意見の様式

様式第1-2号～様式第1-5号を用いて、質疑及び意見を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。

エ 質疑及び意見の提出先電子メールアドレス

E-mail : shisetsukanri.RSB@city.fukuoka.lg.jp

電子メールの件名は【落札者決定基準等に関する質疑及び意見】とすること。

オ 電子メール到着確認に関する問い合わせ先：

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

電話：092-711-4516

(3) 質疑及び意見に対する回答

入札説明書等に関する質疑及び意見等への回答は下記の要領にて行う。

①入札説明書に関する質疑及び意見書の回答

平成29年7月18日（火）までに福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。

②落札者決定基準等に関する質疑及び意見書の回答

平成29年8月8日（火）までに福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。

(4) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

入札参加者は、「Ⅱ 入札参加者に関する要件」、「Ⅲ 配置技術者」に提示した条件を満たしていることを証明するため、本事業への入札参加資格確認申請書等（様式第3-1号～様式第7-3号）を入札参加資格確認申請書等提出期限日までに提出し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。記載要領、提出要領については、「様式集」の該当箇所を参照すること。

①提出期間

平成29年6月26日（月）から

平成29年7月28日（金）まで（必着）（土日及び祝日を除く。）

各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限り、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(5) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の通知

市は、提出された入札参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、入札参加資格確認申請書等の提出期限日から7日以内に当該入札参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、平成29年8月18日（金）までにそれぞれ通知する。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(6) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の理由説明の申立て

(5)の通知により入札参加資格に関する要件を満たさないと決定された者

は、その理由について説明を求めることができる。

①提出期間

入札参加資格確認結果の通知から7日以内に提出すること。

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出方法

「審査結果等に関する理由説明の要求書（様式第12号）」を用いて、持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限り、提出期限内に必着のこと）により提出すること。

市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、受付後7日以内に回答する。

（7）見積書等の提出

（5）により入札参加資格を有すると決定された者は、見積書及び内訳書等（以下「見積書等」という。）を作成し、提出しなければならない。記載要領、提出要領については、「様式集」の該当箇所を参照すること。

①提出期間

平成29年8月28日（月）から

平成29年8月30日（水）まで（必着）（土日及び祝日を除く。）

各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出書類

ア 見積書等

「様式集 様式第8-1号～様式第8-4号」のとおりとする。

④提出方法

ア 持参により提出すること。

イ 提出部数

見積書等 1部

電子データ 1部（CD-ROM 又は DVD-ROM）

なお、白黒、カラーは問わないが、白黒複写しても分かるように工夫すること。

⑤ 注意事項

ア 見積書等提出後は、撤回や差替えは認めないため、記入漏れや、誤り等がないかよく確認して提出すること。

イ 指定された提出期間内に見積書等を提出しなかった者は、失格とする。

(8) 技術提案書及び入札書の提出

(5) により、入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）がある旨の通知を受けた者は、「技術提案書」及び「入札書（入札書に記載される入札金額に対応した内訳書等を含む。）」を以下のとおり提出すること。記載要領、提出要領については、「様式集」の該当箇所を参照すること。

①提出期間

平成29年9月19日（火）から

平成29年9月22日（金）まで（必着）（土日及び祝日を除く。）

各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出書類

ア 技術提案書

「様式集 様式第10-1号～様式第10-24号」のとおりとする。

イ 入札書

「様式集 様式第9-1号～様式第9-2号」のとおりとする。

④提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出することとし、それぞれ下記の部数提出すること。

ア 技術提案書

正本 1部

副本 9部

提案概要 9部

電子データ 3部（CD-ROM 又は DVD-ROM）

なお、白黒、カラーは問わないが、白黒複写しても分かるように工夫すること。

イ 入札書

1部

⑤「様式集」に基づかない技術提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

⑥注意事項

ア 技術提案書及び入札書提出後は、撤回や差替えは認めないため、記入漏れや、誤り等がないかよく確認して提出すること。

イ 提出期間終了後は受付けないため、時間に余裕を持って提出すること。

ウ 指定された提出期間内に技術提案書及び入札書を提出しなかった者は、失格とする。

(9) 技術ヒアリングの実施

技術提案書の提出後、以下に従い技術ヒアリングを実施する。

①実施日時及び実施場所

平成29年10月20日(金)から平成29年10月30日(月)の期間に福岡市内で実施することとし、詳細は別途対象者に対し通知する。

②実施方法

対面による質疑応答形式とし、入札参加者側の出席者は5名以内とするが、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者を出席させること。

なお、技術ヒアリングを欠席した者は失格とする。

③出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

④技術提案書の補足

技術ヒアリング後、市が必要があると判断した場合は、技術ヒアリング後7日以内に技術提案書の補足資料の提出を求める場合がある。この場合、入札参加者は提出した技術提案書について、その提案内容が変わらない範囲で、補足資料の提出を行わなければならない。

ア 市が入札参加者に補足資料の提出を求めるのは、以下の場合に限る。

(ア) 技術提案の実現性や安全性を確認するための資料が不足していると判断した場合。

(イ) 技術提案書の内容に対して、市が追加事項があると判断した場合。

イ 市が入札参加者に補足資料の提出を求めたにも関わらず、資料が提出されない場合は、失格とする。

(10) 下水汚泥固形燃料購入確約書等の提出

入札参加者は、下水汚泥固形燃料購入確約書(写し)及び下水汚泥固形燃料持ち込みに係る自治体への事前説明実施の証を、提出しなければならない。

①提出期間

平成29年9月19日(火)から

平成29年9月22日(金)まで(必着)(土日及び祝日を除く。)

各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出書類

「様式集(下水汚泥固形燃料購入確約書及び下水汚泥固形燃料持ち込みに係る地方自治体への事前説明実施の証作成要領)」のとおりとする。

④提出方法

ア 下水汚泥固形燃料購入確約書(参考様式3参照)及び下水汚泥固形燃料持ち込みに係る自治体への事前説明実施の証(様式自由、議事録で可)につ

いて、持参により提出すること。

イ 提出部数

下水汚泥固形燃料購入確約書（写し） 1部

下水汚泥固形燃料持ち込みに係る自治体への事前説明実施の証 1部

⑤注意事項

指定された提出期間内に下水汚泥固形燃料購入確約書（写し）及び下水汚泥固形燃料持ち込みに係る自治体への事前説明実施の証を提出しなかった者は、失格とする。

(11) 技術提案に関する要件の確認

市は、入札参加者が提出した技術提案書が、次の条件をすべて満たしているか確認する。

- ① (7) に定める方法に従って、見積書等を提出していること。
- ② (8) に定める方法に従って、技術提案書を提出していること。
- ③ (9) ②により、失格でないこと。
- ④ (9) ④イにより、失格でないこと。
- ⑤ (10) ⑤により、失格でないこと。

(12) 技術提案に関する要件の確認結果の通知

市は、技術提案に関する要件の確認結果を平成29年11月13日（月）までに「技術提案に関する要件確認結果通知書」により通知する。

なお、確認結果の通知において、技術提案に関する要件を満たすと認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(13) 技術提案に関する要件を満たさないと決定した者に対する理由の説明

(12)の通知により技術提案に関する要件を満たさないと決定された者は、その理由について説明を求めることができる。

①提出期間

技術提案に関する要件の確認結果の通知から7日以内に提出すること。

②提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③提出方法

「審査結果等に関する理由説明の要求書（様式第12号）」を用いて、持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限り、提出期限内に必着のこと）により提出すること。

市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、受付後7日以内

に回答する。

(14) 開札

①開札日時

平成29年12月1日(金) 午前10時

②開札場所

福岡市役所 本庁舎7階 現説室

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

③開札時の留意事項等

ア 立会い

開札は、代表企業又はその代理人の立会いのもと行う。なお、開札にあたっては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認のみを行い、入札価格の公表は行わない。

イ 不調について

開札の結果、入札参加者の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

4 入札に関する留意事項

入札参加者は、入札参加資格確認申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 市が提供する書類の取扱い

市が提供する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 提案書類の取扱い

①著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、以下の場合、市は事前に事業者と協議の上、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

ア 事業選定過程等の説明を目的とする場合

イ 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づく請求に基づき、同条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、公開する場合。

ウ その他、市が本事業において公表等を必要と認める場合。(落札者の提案書に限る。)

②特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料，施工方法，維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は，その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担する。

（６）入札手続きの中止等

入札参加者の談合の疑い，不正不穩行動等により入札手続きを公正に執行できないと認められるときには，入札手続きを延期し，又は取りやめることがある。

（７）入札の無効

福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）第12条に定めるもののほか，次のいずれかに該当する場合は，入札を無効とし，無効の入札を行った者を落札者とした場合は，落札者決定を取り消すものとする。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行った者が入札したとき
- ② （12）その他に記載の事項に違反した者が入札したとき
- ③ 見積書等と入札書（設計・施工，維持管理・運営の各々の価格）の金額に大きな乖離がある等，公正かつ適正な積算により内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合

（８）入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果，入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は，「入札辞退届（様式第11号）」を市に持参により提出すること。「入札辞退書」の提出期限は，平成29年9月22日（金）午後5時までとする。

なお，入札を辞退した者が，これを理由として，以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

（９）提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更，差し替え及び再提出は，市から指示する場合を除き認めない。

（10）苦情の申立て

本事業の入札手続きに関し，「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成27年2月26日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）」に基づき，市に対して苦情を申し立てることができる。

（11）評価内容の担保

- ① 落札者の技術提案書に記載された内容については，市と協議後，落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また，このことによる契約金額の変更は行わない。
- ② 技術提案の内容に係る部分の債務については，その履行の完了が確認できるまで存続するものとし，受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については，受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修等を行うものとする。

- ③ 設計図書において履行方法を指定しない部分に関して、市が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 落札者決定までの間に、審査委員会の委員及び市担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行ってはならない。

V 落札者の決定

1 落札者の決定方法

審査委員会による審査結果を踏まえ、入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札金額の最も低い者を落札者とし、入札金額も同一の場合には、くじにより落札者を定める。

2 落札者決定通知

落札者決定後速やかに、落札者の決定結果を代表企業に対して通知する。

3 落札者、総合評価結果等の公表

落札者は落札者決定通知後、速やかに福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。また、総合評価結果及び審査委員会委員の氏名等については、後日福岡市道路下水道局ホームページにおいて公表する。

VI 契約手続等

1 基本契約の締結

落札者決定後、速やかに、市と落札者は、入札説明書及び技術提案書等に基づき、基本契約を締結する。

ただし、落札者決定後、基本契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次のいずれかに該当するときは、市は、基本契約を締結しないことができる。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ① 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
- ② 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

2 工事（設計・施工一括）請負契約の締結

市と設計及び施工を担う者は、基本契約に基づき、本施設の設計・施工に関し、工事（設計・施工一括）請負契約を締結する。

3 特別目的会社（SPC）の設立

事業者は、本施設の引渡し6か月前までに、SPCを設立すること。

- ① SPCは、事業期間（20年間）において本施設の維持管理・運営及び下水汚泥固形燃料の買取を行い、利用先の確保及び販売を行うこと。
- ② SPCの所在地は、福岡県福岡市とすること。なお、本施設をSPCの所在地として登記することは認めない。
- ③ 入札参加者はすべて、SPCに出資すること。
- ④ SPCへの出資は、事業者以外にも認める。
- ⑤ SPCへの出資比率は、代表企業を最大出資者とし、入札参加者で全体の50%を超えること。
- ⑥ その他詳細は、基本契約書（案）による。

4 維持管理・運營業務委託契約の締結

市とSPCは、基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営（下水汚泥固形燃料の売買に係るものは除く。）に関し、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を締結する。

5 下水汚泥固形燃料売買契約の締結

市とSPCは、基本契約に基づき、燃料化施設により製造される下水汚泥固形燃料の販売に関し、本事業に係る下水汚泥固形燃料売買契約を締結する。

6 契約の概要

事業契約は、入札説明書等に基づき締結するものであり、事業者又はSPCが遂行すべき設計・施工業務、維持管理・運營業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

7 事業者又はSPCの履行責任

事業者又はSPCは、基本契約書（案）及び工事（設計・施工一括）請負契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）、下水汚泥固形燃料売買契約書（案）（以下「各契約書（案）」という。）に従い、誠意をもって履行する責任を負う。

8 契約の保証

各契約書（案）を参照すること。

9 疑義対応

市と事業者又はSPCとの間で締結する契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者又はSPCは、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、各契約書（案）に規定する具体的措置に従う。

10 管轄裁判所の指定

事業契約に関する訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とする。また、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VII その他

問合せ先

担当部局	福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課
郵便番号	〒810-8620
住 所	福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号（行政棟 7 階）
電 話	092-711-4516
電子メール	shisetsukanri.RSB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ	http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/index.html

貸与資料リスト

年度	図 書 名	
昭和62年度	西部下水処理場	汚泥処理棟築造工事
昭和62年度	西部下水処理場	管理棟築造工事
昭和62年度	西部下水処理場	増設(第3期)実施設計(地質調査)
昭和63年度	西部下水処理場	管廊築造工事
昭和63年度	西部下水処理場	汚泥焼却棟築造工事
平成01年度	西部下水処理場	場内整備(その2)工事
平成01年度	西部下水処理場	場内整備(その3)工事
平成01年度	西部下水処理場	場内整備(その4)工事
平成01年度	西部下水処理場	場内整備工事(その1)
平成01年度	西部下水処理場	場内トイレ築造工事
平成02年度	西部下水処理場	受変電設備工事
平成03年度	西部下水処理場	場内整備(その1)工事
平成03年度	西部下水処理場	場内整備(その2)工事
平成03年度	西部下水処理場	場内整備(その3)工事
平成03年度	西部下水処理場	場内整備(その4)工事
平成04年度	西部下水処理場	場内整備工事
平成04年度	西部下水処理場	水処理施設増設工事(第5系)実施設計業務に伴う地質調査(その2)
平成05年度	西部下水処理場	場内整備(その1)工事
平成05年度	西部下水処理場	場内整備(その2)工事
平成05年度	西部下水処理場	場内整備(その3)工事
平成05年度	西部下水処理場	場内整備(その5)工事
平成05年度	西部下水処理場	場内整備工事(その2)(その3)(その4)(その5)
平成06年度	西部下水処理場	場内整備工事
平成06年度	西部下水処理場	場内整備工事(その2)
平成06年度	西部下水処理場	場内整備(その2)工事
平成06年度	西部下水処理場	場内整備工事
平成06年度	西部下水処理場	消化槽(3/4系)増設工事
平成06年度	西部下水処理場	MAP造粒棟(土木)工事
平成09年度	西部水処理センター	場内整備(植栽)工事
平成09年度	西部水処理センター	場内整備改良工事
平成09年度	西部水処理センター	場内整備工事
平成09年度	西部水処理センター	場内整備(植栽)工事
平成10年度	西部水処理センター	3系消化槽機械設備工事
平成10年度	西部水処理センター	汚泥処理電気設備工事
平成11年度	西部水処理センター	場内整備工事
平成11年度	西部水処理センター	消化槽(3/4系)配管ピット築造工事
平成14年度	西部水処理センター	トラックスケール外基礎工事
平成14年度	西部水処理センター	トラックスケール更新工事
平成14年度	西部水処理センター	トラックスケール上屋工事
平成16年度	西部水処理センター	場内整備工事
-	西部下水処理場	場内整備(その2)工事
-	西部下水処理場	場内整備(その4)工事
平成01年度	西部下水処理場	電気棟築造工事
平成01年度	西部下水処理場	場内整備付帯機械設備工事
平成01年度	西部下水処理場	汚泥焼却補機設備工事
平成02年度	西部下水処理場	場内整備(その1)工事
平成02年度	西部下水処理場	場内整備(その4)工事
平成02年度	西部下水処理場	場内整備(その5)工事
平成02年度	西部下水処理場	場内整備(その6)工事
平成02年度	西部下水処理場	受変電設備工事 自家発電設備工事
平成03年度	西部下水処理場	汚泥焼却補機設備工事
平成08年度	西部水処理センター	汚泥焼却用水設備改良工事
平成09年度	西部水処理センター	汚泥焼却設備改良工事
平成18年度	西部水処理センター	場内整備工事(抜粋)
平成19年度	西部水処理センター	汚泥焼却設備更新工事
-	水処理センター管理年報	